

農産物検査法違反に係る行政処分及び公表の指針（案）についての意見募集結果

別紙

1人の方から5件の意見をいただき、これに対する県の考え方及び反映状況は次のとおりです。

No.		県の考え方	反映状況
1	<p>1 行政処分の指針（1）について 「また、次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も行政処分を行う。」行政指導に法的拘束力はなく、従うかは任意である。一般に、行政指導に従わない場合は、行政処分になる可能性が高くなるのであって、必ず行政処分となるものではないと理解している。（案）では、指導に従わない場合、行政処分すると断言した形で明文化されているが、その法的根拠はなく、かえって任意性が認められないとしてこの表現自体が違法になることもあり得る。加えて、青森県行政手続条例第32条にも違反するのではないか。</p>	<p>本指針では、農産物検査法に基づく処分を直ちに行う必要性が低い場合において、まず行政指導により自発的な是正を求めることとしたものです。登録検査機関が行政指導に従わない場合は、遵守すべき同法の規定に違反した状態が継続していることになり、このような場合は行政処分により是正を求める必要があることから、法的根拠を欠くものではなく、表現に問題はないものと考えます。 また、本指針自体は行政指導そのものではないので、具体的に行政指導を行う場面における行為を制限する青森県行政手続条例第32条に抵触するものではありません。</p>	<p>その他</p>
2	<p>1 行政処分の指針（3）について 「～弁明の機会を付与する」「～聴聞を行う」と断言した表現になっているが、行政手続法第13条第2項「次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない」に該当する案件は、本指針（案）では想定されないのか。想定されないのであれば、この表現のままでも良いが、少しでも想定される可能性があるようなら、「第13条第2項各号のいずれかに適合する場合はその限りではない」とような表現を追記すべきではないか。</p>	<p>行政手続法第13条第2項各号に該当するかどうかを踏まえ、聴聞等の手続の実施の要否を判断することを前提としているので追記の必要はないものと考えます。</p>	<p>その他</p>
3	<p>1 行政処分の指針（3）について 行政手続法第13条では第1項2号で「弁明」、第1項1号で「聴聞」に関して記載されているため、「～行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により、当該登録検査機関に対し、弁明の機会を付与する。」「～行政手続法第13条第2項又は法第32条の規定により当該登録検査機関に対し聴聞を行う。」と修正することを提案する。</p>	<p>引用条文に誤りがあるものではないので、修正の必要はないものと考えます。</p>	<p>その他</p>
4	<p>1 行政処分の指針（3）について 1，2では行政手続法が有効であることを前提に意見を述べたが、そもそも、行政手続法の適用外ではないのか。 行政手続法第3条第3項には適用除外について明記されており、本案件はその適用除外に該当するのではないかと考える。そうであるなら、行政手続法ではなく、青森県行政手続条例を根拠として示すべきである。</p>	<p>この指針は農産物検査法に基づき、県の行政処分及び公表の指針を定めたものであり、行政手続法第2条第8項に該当するものです。</p>	<p>その他</p>
5	<p>2 公表の指針 について 青森県行政手続条例第三十四条には「同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、県の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。」とあるため、そのような場合は行政指導であっても公表すべきと考える。そのことも踏まえた文面にすべきではないか。</p>	<p>青森県行政手続条例第34条は、行政指導の公平性の確保や明確化の観点から、行政機関が個別具体の行政指導を行う場合の方針、基準等を事案に応じて策定し、特別の支障が無い限りこれを公表することを規定したものであり、個別に行った行政指導の内容を公表することを義務づけているものではないことから、文面の修正は必要ないものと考えます。</p>	<p>その他</p>